

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県病院事業管理者 小出典男

## 香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程

(香川県病院局組織規程の一部改正)

第1条 香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 病院（第8条—第19条）</p> <p>附則</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 略</p> <p>本庁</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>県立病院（以下「病院」という。）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>（4） 檢診センター長</p> <p>（5）・（6） 略</p> <p>（7） 院長補佐</p> <p>（8）～（27） 略</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条 略</p> <p>（1）～（8）</p> <p>（9） 病院の管理及び運営に関すること。</p> <p>第3章 病院</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 病院等（第8条—第21条）</p> <p>附則</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 所長</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>（5）・（6） 略</p> <p>（7）～（26） 略</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（8）</p> <p>（9） 病院等の管理及び運営に関すること。</p> <p>第3章 病院等</p>

(組織)

第8条 病院に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。

香川県立中央病院	事務局 救命救急センター 診療部 <u>検診センター</u> 中央検査部 薬剤部 看護部
略	
香川県立白鳥病院	略

2 略

(事務局)

第9条 事務局においては、救命救急センター、診療部、診療科、検診センター、中央検査部、薬剤部及び看護部の所管に属しない事務をつかさどる。

(診療部及び診療科)

第11条 略

(検診センター)

第12条 檢診センターにおいては、検診に関することをつかさどる。

(中央検査部)

第13条 中央検査部においては、検査業務に関することをつかさどる。

(薬剤部)

第14条 略

(組織)

第8条 病院等に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。

香川県立中央病院	事務局 救命救急センター 診療部 中央 検査部 薬剤部 看護部
略	
香川県立白鳥病院	略
香川県立がん検診センタ	事務局 検診科 診療科 放射線科 檢查 科 看護部

2 略

(事務局)

第9条 事務局においては、救命救急センター、診療部、診療科、中央検査部、検診科、放射線科、検査科、薬剤部及び看護部の所管に属しない事務をつかさどる。

(診療部及び診療科)

第11条 略

(中央検査部及び検査科)

第12条 中央検査部及び検査科においては、検査業務に関することをつかさどる。

(検診科)

第13条 檢診科においては、検診に関することをつかさどる。

(放射線科)

第14条 放射線科においては、放射線業務に関することをつかさどる。

(薬剤部)

第15条 略

## 第15条 略

(事務局の分課)

第16条 香川県立中央病院及び香川県立丸亀病院の事務局に、総務企画課、業務課及び医事課を置く。ただし、香川県立丸亀病院には、医事課を置かないことがある。

- 2 香川県立中央病院の事務局に、地域医療連携課を置く。
- 3 前2項に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。

略

医事課

(1)～(5) 略

(6) 検診センターに関すること。(香川県立中央病院の医事課に限る。)

地域医療連携課

- (1) 地域医療の連携に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。

(病院の職員)

## 第17条 略

2・3 略

4 検診センターに、検診センター長を置く。

5～8 略

9 前各項に定めるもののほか、病院に副院長及び院長補佐を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科、検診センター及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。

10 略

## 第16条 略

(事務局の分課)

第17条 香川県立中央病院及び香川県立丸亀病院の事務局に、総務企画課、業務課及び医事課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。ただし、香川県立丸亀病院には、医事課を置かないことがある。この場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。

略

医事課

(1)～(5) 略

(6) 医療社会事業に関すること。

(病院の職員)

## 第18条 略

2・3 略

4～7 略

8 前各項に定めるもののほか、病院に副院長を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。

9 略

(がん検診センターの職員)

第19条 がん検診センターに、所長を置く。

- 2 がん検診センターの事務局に、事務局長を置く。
- 3 がん検診センターの看護部に、看護部長を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 5 前各項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれがん検診センターの名称を付するものとする。

(職務)

第18条 院長は、上司の命を受けて、病院の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 略
- 3 事務局長は、上司の命を受けて、事務局に属する業務を掌理し、病院の経営の全般にわたり院長を補佐する。
- 4 検診センター長は、上司の命を受けて、検診センターに属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 5 略
- 6 院長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する業務を掌理し、院長及び副院长を補佐する。
- 7~21 略

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、病院の業務について必要な事項は、院長が、病院事業管理者の承認を得て定める。

(香川県立病院等事務決裁規程の一部改正)

第2条 香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 香川県立病院事務決裁規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務で県立病院において処理するものの決裁の区分及び手続に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 略

- (1) 決裁 管理者又はその補助職員が管理者又は院長の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 管理者の補助職員が、常時、管理者又は院長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 管理者の補助職員が、一時、院長又は専決できる者に代わって決裁することをいう。
  
- (4) 事務局長等 県立病院の事務局長、中央検査部長、薬剤部長及び看護部長をいう。

### (委任)

第3条 別表第3の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長委任の欄に○印をもって示すもの（以下「院長委任事項」という。）に係る権限は、院長に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長の欄に○印をもって示すものについては、院長が決裁するものとする。

### (専決)

第4条 院長は、別表第3の事項の欄に掲げる事項（院長委任事項を除く。）であって、同表の決裁区分の欄の院長の欄に○印をもって示すもの（以下「院長専決事項」という。）を専決することができる。

2・3 略

4 前2項の規定にかかわらず、事務局長等は、院長の決裁することのできる事項のうち院長があらかじめ指定したものを専決することができる。

5 院長は、前項の規定により事務局長等が専決することができる事項を指

## 香川県立病院等事務決裁規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務で県立病院等において処理するものの決裁の区分及び手續に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又はその補助職員が管理者又は院長等の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 管理者の補助職員が、常時、管理者又は院長等に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 管理者の補助職員が、一時、院長等又は専決できる者に代わって決裁することをいう。
- (4) 県立病院等 各県立病院及びがん検診センターをいう。
- (5) 院長等 県立病院等の長をいう。
- (6) 事務局長等 県立病院等の事務局長、中央検査部長、薬剤部長及び看護部長をいう。

### (委任)

第3条 別表第3の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等委任事項」という。）に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すものについては、院長等が決裁するものとする。

### (専決)

第4条 院長等は、別表第3の事項の欄に掲げる事項（院長等委任事項を除く。）であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等専決事項」という。）を専決することができる。

2・3 略

4 前2項の規定にかかわらず、事務局長等は、院長等の決裁することのできる事項のうち院長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

5 院長等は、前項の規定により事務局長等が専決することができる事項を指

定したときは、速やかにその旨を管理者に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(専決の留保等)

第5条 院長にあっては院長専決事項で、事務局長等にあっては事務局長専決事項及び事務局長等専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) 略

2 院長は、院長委任事項であっても、前項の規定の例により上司の指示を受けなければならぬ。

(院長の決裁事項の代決)

第6条 院長が不在のときは、別表第1の代決者の欄に掲げる職にある者が院長の決裁することのできる事項を代決することができる。

(報告等)

第9条 院長又は事務局長等は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 略

(類推による専決)

第10条 法令の制定等により新たに管理者の権限に属した事務その他の事務でこの規程に定めのないものに係る事項については、院長又は事務局長等は、この規程の定めを類推して専決することができる。

別表第1 (第2条、第6条関係)

県立病院	代 決 者	
	第 1 順 位	第 2 順 位
略		
香川県立白鳥病院	略	

指定したときは、速やかにその旨を管理者に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(専決の留保等)

第5条 院長等にあっては院長等専決事項で、事務局長等にあっては事務局長専決事項及び事務局長等専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) 略

2 院長等は、院長等委任事項であっても、前項の規定の例により上司の指示を受けなければならぬ。

(院長等の決裁事項の代決)

第6条 院長等が不在のときは、別表第1の代決者の欄に掲げる職にある者が院長等の決裁することのできる事項を代決することができる。

(報告等)

第9条 院長等又は事務局長等は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 略

(類推による専決)

第10条 法令の制定等により新たに管理者の権限に属した事務その他の事務でこの規程に定めのないものに係る事項については、院長等又は事務局長等は、この規程の定めを類推して専決することができる。

別表第1 (第2条、第6条関係)

県立病院等	代 決 者	
	第 1 順 位	第 2 順 位
略		
香川県立白鳥病院	略	
香川県立がん検診センター	診療業務についてあらかじめ所長が指定する主	服務関係事務については、事務局次長。ただし、診

任部長、その他の事務について事務局長

療放射線技師及び臨床検査技師に係る特定服務関係事務については、技師長

別表第3 (第3条、第4条関係)

関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分		
			院長	事務 局長	事務 局長 等
1 略					
2 服務 関係事務	(1) 略				
	(2) 院長の県内旅行を命じ、 及びその復命を受けること。	略			
	(3) 略				
	(4) 院長及び所属の職員の病 気休暇（公務又は通勤による 負傷又は疾病に係るものと除く。）、特別休暇（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則 (平成7年香川県人事委員会 規則第3号) 第15条第1項第 2号、第4号、第6号、第7 号及び第15号から第17号まで に掲げる場合のものに限る。) 及び部分休業の承認等をすること。	略			
	(5) 略				
ア 院長及び所属の職 員（イの職員を除く。） に係るもの		略			
イ 略					

別表第3 (第3条、第4条関係)

関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1 略					
2 服務 関係事務	(1) 略				
	(2) 院長等の県内旅行を命じ、 及びその復命を受けること。	略			
	(3) 略				
	(4) 院長等及び所属の職員の病 気休暇（公務又は通勤による 負傷又は疾病に係るものと除く。）、特別休暇（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則 (平成7年香川県人事委員会 規則第3号) 第15条第1項第 2号、第4号、第6号、第7 号及び第15号から第17号まで に掲げる場合のものに限る。) 及び部分休業の承認等をすること。	略			
	(5) 年次休暇及び特別休暇（ (4)に掲げるものを除く。）の 承認等をすること。				
ア 院長等及び所属の職 員（イの職員を除く。） に係るもの		略			
イ 略					

(6)・(7) 略	
(8) 略	
ア 院長及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(9) 院長及び所属の職員に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略
(10) 略	
ア 院長及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(11) 略	
(12) 略	
ア 院長及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(13) 院長及び所属の職員の通勤手当の額を決定し、及びこれの確認をすること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。	略
3 放置	(1) 当該職員に、放置自動車

(6)・(7) 略	
(8) 時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務を命ずること。	
ア 院長等及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(9) 院長等及び所属の職員に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略
(10) 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。	
ア 院長等及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(11) 略	
(12) 代休日を指定すること。	
ア 院長等及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの	略
イ 略	
(13) 院長等及び所属の職員の通勤手当の額を決定し、及びこれの確認をすること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。	略
3 放置	(1) 当該職員に、放置自動車

自動車の処理に関する条例 関係事務（院長が管理する土地の区域内の放置自動車に係る事務に限る。）	に警告書を貼り付けさせ、又は放置自動車について調査をさせること。 (2)～(5) 略	自動車の処理に関する条例 関係事務（院長等が管理する土地の区域内の放置自動車に係る事務に限る。）	に警告書をはり付けさせ、又は放置自動車について調査をさせること。 (2)～(5) 略
--	---	---	---

(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)

第3条 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第3条 略 2・3 略 4 管理者は、職務の特殊性又は県立病院の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。	(1週間の勤務時間) 第3条 略 2・3 略 4 管理者は、職務の特殊性又は <u>病院等（県立病院及びがん検診センターをいう。以下同じ。）</u> の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。
第5条 略 2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごと	第5条 略 2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごと

の期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は県立病院の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようにして週休日を設ける場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

の期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は病院等の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようにして週休日を設ける場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。